

# 岩沼市営住宅 入居者募集要項

## ● 申込受付について

- ① 受付期間 平成29年12月1日(金)～12日(火)
  - ② 受付方法 郵送での受付(12月12日(火)までの消印有効)  
(申込書に必要事項を記入のうえ、郵送で申し込みます。)
- ※ 申込みは、1世帯につき1戸に限ります。同一人が複数の申込用紙に記載されている場合はすべての申込みが無効となります。
- ※ 受付期間を過ぎて申込みをした場合は無効になります。
- ※ 記載内容が不明瞭な場合は無効になります。
- ※ 申込資格要件に該当しない場合は無効になります。
- ※ 申込者数が募集戸数を超えた住宅については、公開抽選会を行います。

## ● 主な入居要件について

- ① 住宅に困窮していること(自家を所有していないこと)。
- ② 暴力団員でないこと(入居予定の親族も含む)。
- ③ 市税等地方税の滞納の無いこと。

## ● 公開抽選会について

- ① 抽選日時 平成29年12月21日(木)14:15～
- ② 抽選場所 宮城県住宅供給公社 3階 第3会議室

## ● 入居可能日について

平成30年1月下旬予定(審査完了後)

## ● 募集戸数4戸(募集住宅の区分、家賃等は別表をご参照ください)

募集住宅の区分	住宅名	型式	階数	戸数
一般	市営阿武隈住宅1号棟	3DK	4	1
一般	市営阿武隈住宅3号棟	3DK	5	1
一般	市営阿武隈住宅4号棟	3DK	4	2

※申込用紙の希望階数に上表の階数を記入してください。

問い合わせ先 宮城県住宅供給公社 入居管理課 022-224-0014

# 1. 定期募集の申込みから入居までの流れについて

## 個人情報の取扱いについて

市営住宅の入居申込で知り得た個人情報については、入居資格審査及び市営住宅の管理運営の目的以外に使用することはありません。

なお、入居者資格については関係機関に照会することがあります。

## お申込み

宮城県住宅供給公社へ郵送での申込み

※申込受付期間

平成 29 年 12 月 1 日 (金) ~ 12 月 12 日 (火)

(平成 29 年 12 月 12 日 (火) までの消印有効)



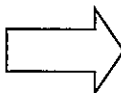
## 公開抽選会

平成 29 年 12 月 21 日 (木)

14:15~

宮城県住宅供給公社 (3 階)

落 選

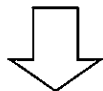


## 落選通知送付

入居補欠者登録

(落選者)

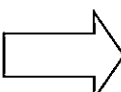
当  
選



当選者の資格確認の実施  
(入居適格者の確認)

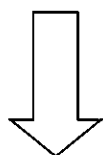
不適格の場合

※ 重 要



入居不適格者となった場合は失格となります。

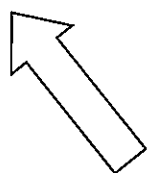
当選は、無効となり入居できません。



## 入 居

入居可能日平成 30 年 1 月下旬  
予定 (審査終了後)

※入居は、入居可能日から 7 日  
以内です。



入居補欠順位の高い方が繰り上げの  
当選者となります。

**※仮当選を放棄したり、斡旋の辞退をした場合は、1年間、住宅困窮者ではない方と認定し、他の申込者を優先いたします。**

## **2. 入居申込資格条件について**

次の条件にあてはまる必要があります。

1. 現在、住宅に困っていることが明らかな方。(同居予定者を含め持ち家のない方)
2. 過去に市営住宅に入居していたことのある方については、滞納家賃がないこと。もしくは、迷惑行為等により市営住宅を退去させられていないこと。
3. 暴力団員でないこと。(同居予定者も含む)  
※当選者は所轄警察署へ暴力団員の可否についての照会を行います。

### **1)世帯で(又は婚約で)申込みの方**

次の1, 2両方の項目にあてはまる方

1. 現在、同居中、または同居予定の親族がいること。ただし、同居予定者が婚約者の場合は、入居契約時までに入籍できること。
2. 次の収入基準にあてはまること。

一般世帯 月収額 158,000円以下

※月収額の算出は「P10別記1」参照

裁量世帯 月収額 214,000円以下

裁量世帯とは次のいずれかにあてはまる世帯

- (1) 満60歳以上の方のみ(18歳未満の子供は含んでもよい)で構成される世帯。
- (2) 身体障害者手帳の交付を受け、1級~4級の障害のある方を含む世帯。
- (3) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、1級~2級までの障害のある方を含む世帯。
- (4) 障害の程度欄が「A」又は「B」の療育手帳の交付を受けている方を含む世帯。
- (5) 小学校就学前の子を扶養している世帯。
- (6) 戦傷病者手帳の交付を受け、恩給法の別表第1号表の2の特別項症~第6項症の方、又は同表別表第1号表の3の第1款症の障害のある方を含む世帯。
- (7) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定により厚生労働大臣の認定を受けている方を含む世帯。
- (8) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条に規定するハンセン病療養所入所者等を含む世帯。
- (9) 海外からの引揚者(厚生労働大臣が証明した方)で日本に引き上げた日から5年未満の方を含む世帯。

## 2) 単身(戸籍上配偶者がいない方)で申込みの方

次の1, 2両方の項目にあてはまる方

### 1. 次のいずれかの項目にあてはまる方

- (1) 満60歳以上の方。
- (2) 身体障害者手帳の交付を受け、1級～4級の障害のある方を含む世帯。
- (3) 精神障害者保健福祉手帳1級から3級に該当する障害のある方。
- (4) 療育手帳「A」又は「B」に該当する障害のある方。
- (5) 戦傷病者手帳の交付を受け、恩給法の別表第1号表の2の特別項症～第6項症の方、又は同表別表第1号表の3の第1款症の障害のある方を含む世帯。
- (6) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定により厚生労働大臣の認定を受けている方を含む世帯。
- (7) 海外からの引揚者(厚生労働大臣が証明した方)で日本に引き上げた日から5年未満の方を含む世帯。
- (8) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条に規定するハンセン病療養所入所者等を含む世帯。
- (9) 生活保護法第6条第1項に該当される方。
- (10) 配偶者からの暴力被害者で、婦人相談所で保護を受けているか、保護を受けた後5年を経過していない方、又は裁判所で保護命令を受けた被害者で、保護命令が出されてから5年を経過していない方。
- (11) 災害により住宅を失った世帯(被災市街地復興特別措置法、東日本大震災復興特別区法)
- (12) 福島原発被害により居住制限を受けた世帯(福島復興再生特別措置法)

### 2. 次の収入基準にあてはまること。

上記の(3)の3級の方、(9)または(10)にあてはまる方で、

一般世帯	月収額	158,000円以下
------	-----	------------

上記(1)～(8)いずれかにあてはまる方で、(ただし(3)の3級の方は除く)

裁量世帯	月収額	214,000円以下
------	-----	------------

※月収額の算出は「P10 別記1」参照

(注意) 離婚を前提としてお申し込みの方へ

戸籍上夫婦である一方が離婚を前提として申し込みを希望される方は、入居契約時まで次のいずれかの証明書類を提出できる場合に限り、申込みことができます。(抽選の優遇を受けることはできません。)

1	入居契約日前までに離婚が確定する場合	戸籍謄本
2	離婚訴訟または離婚調停中の場合	裁判所発行の「事件係属証明書」
3	離婚協議中の場合	弁護士が発行する証明書

### ※東日本大震災において被災された方

当面の間、東日本大震災において住居を失った方を対象に、市営住宅への入居者資格が緩和されます。

#### 1. 緩和内容

(1) 収入状況に関わらず申し込みことができます。

収入基準(月額所得15万8千円)を超える所得がある方についてもお申し込みいただけます。

(2) 単身でも申し込みことができます。

市営住宅は、同居する親族がいることが入居の条件となりますが(高齢者、障害者等除く)、単身でもお申込みいただけます。

#### 2. 必要な書類

次の(1)(2)のいずれかの書類が必要となります。

(1) 災証明書(全壊、大規模半壊)または仮設住宅に入居していることの証明書など

(2) 事業の施行者、認定者もしくは地方公共団体が発行する移転の必要性を証する書類

#### 3. 注意事項

(1) 申込者数が募集戸数を超えた場合は抽選となります。

(2) 仮設住宅とは異なりますので、月収額に応じた家賃が発生します。

(3) 高額所得者に該当する場合、入居から5年以上経過した時点で、高額所得認定され住宅を明け渡していただくこととなります。

(4) 市営住宅入居後は、災害公営住宅への入居申込ができなくなります。

(5) 被災された後、住宅を再建された方(災害公営住宅または自力で民間賃貸住宅に入居した方、被災した持ち家を修繕して住んでいる方など)は資格緩和の対象外となります。

### 3. 注意事項について

1. 次のような方は申込みできません。
  - (1) 世帯を不自然に分割した方。(夫婦の別居、兄弟姉妹での申込み等)
  - (2) 団地で円満な共同生活ができない方。
  - (3) 団地内で犬や猫などのペットを飼いたいと思う方。
  - (4) 暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員）の者。  
※1 当選者は所轄警察署へ暴力団員の可否についての照会を有。
  
2. 次のような方は申込まれても失格となります。
  - (1) 申込み資格条件に欠けているとき。  
例/ 市税滞納者、暴力団員であることを偽っての申込み（※1）等
  - (2) 申込書に不正の記載があったとき。
  - (3) 入居許可時点で単身になった場合（ただし、単身入居申込資格者を除く）。
  - (4) 計算した申込家族の月収額が基準を超えるとき。
  - (5) 重複で申込みをされた場合。
  
3. 入居する全ての方は、入居契約時に次の手続きが必要です。
  - (1) 連帯保証人を2名たてること。(所得のある方)  
提出していただくもの：住民票（記載省略がないもの）  
所得証明（所得があること）  
納税証明（滞納のないこと）  
印鑑登録証明書  
市外の方でも可。ただし、次の要件を満たすこと。
    - ① 地方税の滞納のないこと。
    - ② 入居者より収入のある方。
    - ③ 入居者に代わって弁済できる方。  
(入居者が家賃3ヶ月滞納したら即連帯保証人へ請求いたします)
  - (2) 家賃の3ヶ月分の敷金を納入すること。
  
4. 補欠者（平成30年2月1日まで有効）は、申し込んだ住宅に空きが生じたとき、所定の審査を経て入居することになります。
  
5. 自家用車をお持ちの方へ  
団地により駐車場を確保しているところと、駐車場が無い団地がありますので、無い団地は予め周辺等の民間駐車場を確保してください。
  
6. 市営住宅には、浴槽、風呂釜はついておりません。

## 4. 入居者抽選方法について

1. 公開抽選会を行います。(申込者又は同居予定親族の方の出席は必ずしも必要ありません。) 公社職員が公正に公開抽選を行います。会場には関係者の方どなたでもお越しいただき抽選のご確認ができます。

住宅毎に連番制による抽選を行います。

入居する部屋は市の指定になりますのでご了承ください。

抽選で仮当選されなかった方については名簿登録者(入居補欠者登録、登録順番は仮当選番号の次の番号から連番で番号を付します。)となり、仮当選者が辞退した場合に斡旋となります。

名簿登録者の有効期限は平成30年2月1日までとなり、繰上げ仮当選になった場合にのみご連絡します。(それ以外の場合は次回以降の募集で再度お申込み願います。)

※連番制による抽選方式

名簿登録を行うため、連番制による抽選方式としています。

例 募集戸数2戸に対し申込者が10名(抽選番号①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩)の場合  
抽選により出玉③がでた場合

仮当選者は③④となり、次に⑤⑥⑦⑧⑨⑩①②の連番順で名簿登録します。

2. 抽選倍率の優遇措置について

- ① 特に居住の安定を図る必要がある世帯に対する優遇措置

抽選倍率の優遇措置の該当者となる方は、抽選番号がひとつ多く割り当てられます。

(該当する世帯はP8表1のとおり)

(優遇対象世帯の項目に複数該当されても、抽選番号は2つになります。)

- ② 多数回落選世帯への優遇措置

同一申込者で10回以上落選している世帯には、抽選番号がひとつ多く割り当てられます。

(該当する世帯はP9表2のとおり)

したがって優遇対象世帯で10回以上落選している場合、抽選番号は最大の3つになります。ただし、仮当選や住宅の斡旋を辞退された方は、多数回落選カウントが0に戻ります。

※平成28年3月定期募集以降の申込みからカウントし、10回以上申込みを行い、抽選の結果落選した方や名簿登録者で住宅を斡旋されなかった方が対象となります。(優遇措置を受けるには抽選結果通知書のハガキが必要となりますので、保存してください。)

3. 抽選結果

申込者全員にハガキで通知します。

#### 4. 補欠者について

抽選の結果、補欠仮当選となった方は、仮当選者が失格した時または辞退した場合に入居出来ることとなります。なお、補欠入居者として登録されている期間は平成 30 年 2 月 1 日までとなります。

表 1

1	母子・父子世帯	戸籍上配偶者がなく、現に 20 歳未満の子を扶養している世帯 (ただし、児童扶養手当証書・母子父子医療費受給者証がない場合は該当しない。 <u>手続き中の場合も、該当しない。</u> )
2	障害者世帯	次のいずれかに該当する方を含む世帯
		身体障害者手帳の交付を受け、1 級から 4 級までの障害のある方
		精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、1 級から 3 級までの障害のある方
3	高齢者世帯	障害の程度欄が「A」又は「B」の療育手帳を受けている方
		満 60 歳以上の方のみで構成される世帯 (ただし、60 歳未満の配偶者、または、18 歳未満の方を含んでも良い。)
4	生活保護受給者世帯	申込日現在、生活保護を受給している世帯
5	子育て世帯	小学校就学前の子を扶養している世帯
6	配偶者からの暴力被害者	配偶者からの暴力被害者で、婦人相談所で保護を受けているか、保護を受けた後 5 年を経過していない方
		裁判所で保護命令を受けた被害者で、保護命令が出されてから 5 年を経過していない方
7	犯罪被害者等	犯罪により従前の住宅に居住することが困難になったことが明らかで、次のいずれかに該当することが客観的に証明される方
		犯罪により収入が減少し生活維持が困難となった方
		現在居住している住宅またはその付近において犯罪等が行われたために当該住宅に居住し続けることが困難となった方
8	戦傷病者世帯	戦傷病者手帳の交付を受け、恩給法の別表第 1 号表の 2 の特別項症から第 6 項までまたは同法別表第 1 号の 3 の第 1 款症の障害のある方
		ハンセン病療養所へ入所されている方
		原子爆弾被爆者
		5 年未満の引揚者



表 2

1	多数回落選世帯	10 回以上定期募集で落選等している。(落選等した通知書のコピーの添付が必要)
---	---------	---

※平成 28 年 6 月定期募集以降の申込みからカウントし、10 回以上申込みを行い、抽選の結果落選した方や名簿登録者で住宅を斡旋されなかった方が対象となります。(優遇措置を受けるには抽選結果通知書のハガキが必要となりますので、保存してください。)

仮当選や住宅の斡旋を辞退された方は、多数回落選カウントが 0 に戻ります。

【別記1】

月収額計算表

○年間所得金額（平成28年分）

申込者本人のほか、

同居を予定している親族の内、

収入のある方全員の所得の合計

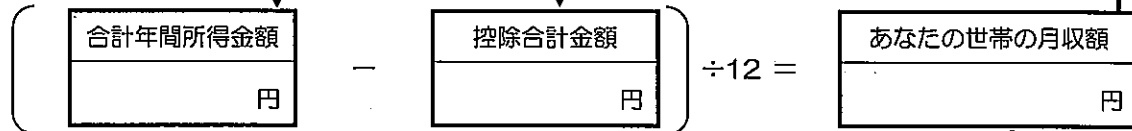
金額が対象となります。

本人の所得	円
さんの所得	円
さんの所得	円
さんの所得	円
年間所得の合計額	円

○控除金額

親族控除	380,000円×( )人=	円
老人配偶者控除	100,000円×( )人=	円
老人扶養控除		円
特定扶養親族控除	250,000円×( )人=	円
寡婦・寡夫控除	270,000円×( )人=	円
※法律婚によらないで母 または父となった者で現 に法律婚をしていない方 も対象となりました。	※所得が27万円未満のと きはその金額	円
障害者控除	270,000円×( )人=	円
特別障害者控除	400,000円×( )人=	円
控除合計額		円

○月収額の計算



		月収額 (円)	家賃ランク
一般世帯	裁量世帯	0~104,000	A
		104,001~123,000	B
		123,001~139,000	C
		139,001~158,000	D
	帯	158,001~186,000	E
		186,001~214,000	F